

◆4番（内田昇議員） 令和会、内田 昇、会を代表して議場において冷静な環境の中で討論をさせていただきます。

請願第3号 国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書」提出を求める請願について、趣旨採択とする立場から討論いたします。

税は国民が等しくその基準に沿って納付しなければならない義務と考えます。よって、税はその性格から平等で分かりやすく、簡便に納付できることが求められます。特に消費税は、消費者から預かったものであり、国を運営するには必要な財源であることから、自分の利益とせずに国に納税することは当然であり、いわゆる益税はしてはならない。まさに、適格請求書等保存方式はその解決策となる一つの方法と考えます。

今まで免税事業者となっていた方々には、導入時にかなりの負担が発生することは明らかであります。しかし、益税がなくなったことをもって負担とすることには当たらないとも考えられます。その負担をもってインボイス制度を廃止することについては、税の公平性から賛成することはできません。

よって、本請願に関しては不採択とせざるを得ないものとも考えられます。しかし、税の分かりやすさ、簡便性からは適格請求書等保存方式（インボイス制度）について埼玉県議会の流れの初めにあった修正を求めることについては、大いに理解できることであることから、本請願は趣旨採択とすることが望ましいと判断し、討論を終わります。